

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)

平成 29 年 10 月 5 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700086号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700051号

## 第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間の標準賞与額について、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年7月8日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年7月7日  
④ 平成18年12月8日  
⑤ 平成19年12月14日  
⑥ 平成20年7月11日  
⑦ 平成20年12月12日  
⑧ 平成21年7月10日  
⑨ 平成21年12月11日  
⑩ 平成22年7月9日

私がA社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑩までについて、賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたと思うが、標準賞与額の記録がない。各請求期間について、調査の上、将来の年金額に反映するよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

年金事務所が保管するA社に係る同僚対象者リスト(賞与事案)及び賞与明細一覧表により、請求者は、同社から別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑤までに係る賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、別表の第1欄に掲げる請求期間⑥、⑦及び⑧については、金融機関から提出された請求者に係る取引明細表、A社から提出された請求者の賞与明細書及び同僚の賞与明細書により、別表の第1欄に掲げる請求期間⑨及び⑩については、上記の取引明細表及び同僚の賞与明細書により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑤までの標準賞与額については、上記の同僚対象者リスト（賞与事案）及び賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、別表の第1欄に掲げる請求期間⑥、⑦及び⑧の標準賞与額については、上記の取引明細表、請求者の賞与明細書及び同僚の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、別表の第1欄に掲げる請求期間⑨及び⑩に係る標準賞与額については、上記の取引明細表及び同僚の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる平成17年7月8日、同年12月9日、平成18年7月7日、同年12月8日、平成19年12月14日、平成20年7月11日、同年12月12日、平成21年7月10日、同年12月11日及び平成22年7月9日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
請求期間 (賞与支給年月日)	賞与支給額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料控除額 に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正後 の標準賞与額
①平成17年7月8日	42万9,000円	42万9,000円	42万9,000円
②平成17年12月9日	51万円	51万円	51万円
③平成18年7月7日	43万3,000円	43万3,000円	43万3,000円
④平成18年12月8日	52万円	52万円	52万円
⑤平成19年12月14日	52万円	52万円	52万円
⑥平成20年7月11日	43万3,000円	43万3,000円	43万3,000円
⑦平成20年12月12日	52万円	52万円	52万円
⑧平成21年7月10日	40万円	40万円	40万円
⑨平成21年12月11日	52万円	50万8,000円	50万8,000円
⑩平成22年7月9日	40万4,000円	39万4,000円	39万4,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700090号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700052号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を16万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、請求期間にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、その標準賞与額の記録がない。調査の上、年金額に反映するよう請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給与振込口座の総合口座通帳、A社の事業主の回答及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、平成15年12月25日に同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成15年12月25日に係る標準賞与額については、請求者から提出された総合口座通帳及び複数の同僚から提出された賞与明細書から、16万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700092号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700053号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年12月14日の標準賞与額を18万2,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録がない。当該期間に賞与を支給されたことが分かる賞与明細書を提出するので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間にA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、金融機関から提出された請求者に係る取引明細表により確認できる振込日から、平成19年12月14日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、18万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に破産している上、事業主の代理人弁護士は、同社に係る請求期間当時の資料を保管

していない旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。